

# 雲雀ヶ丘自治・自主防災会 自主防災組織運用規定

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

本規定は、雲雀ヶ丘自治・自主防災会に居住する会員が相互扶助の精神に基づき、自主的な防災活動を行い、災害（火災、地震、風水害等）の未然防止に努め、発生時には会員の生命、身体及び財産を迅速に保護するものとする。

## 第2章 防災計画

### 第2条（防災計画）

災害による被害の未然防止及び軽減を図るため、次のとおり防災計画書を作成する。

- (1) 組織の編成及び任務に関すること。
- (2) 防災知識の普及及び啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施等に関すること。
- (4) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、給食・給水及び交通誘導等に関すること。
- (5) その他、災害対応で必要とされていること。

## 第3章 活動内容

### 第3条（平常時の活動）

役員は防災士の協力を得ながら災害が発生した場合に備え、迅速に対処できるよう、次のとおり活動を行う。

- (1) 防災計画の作成及び定期的な改定
- (2) 防災知識の啓発
- (3) 富士見学区自主防災会及び大津市、滋賀県の担当部局との情報連携
- (4) 消火栓器具庫、消火器、管理防災倉庫、防災備品及び備蓄の点検・管理
- (5) その他、防災に必要とされる活動

### 第4条（災害時の活動）

災害が発生した場合、会長は富士見学区自主防災会と調整を行い、会長以外の四役（副会長、庶務、会計）及び防災士と協議のうえ、災害の状況に応じ避難待機所及び災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

- 2 本部は被災した場所や状況に応じて、雲雀ヶ丘自治会自治会館、会議所、テント（野営）で設置する。
- 3 前項2で規定した本部において、次のとおり班を構成して活動を行う。
  - (1) 本部は、四役及び防災士とする。ただし、四役及び防災士が被災等で活動できない場合は、地区委員及び組長等で構成する。
  - (2) 情報・連絡調整班
  - (3) 初期消火班

- (4) 救出・救護班
- (5) 避難誘導班
- (6) 給食・給水班
- (7) 交通誘導班
- (8) 前項の(2)～(7)は、地区委員および組長を中心に被災を免れた会員とする。

#### 附則

この規約は、令和6年4月8日から施行する。

#### 改正の記録

令和6年4月8日 制定・施行